

古に超絶し赫々として宇内に輝き、中外崇敬の中心となつて居らせ給ふ。明治天皇の御盛徳御偉業はかくの如く枚舉に遑がない事で、茲に申し述べる事は却つて恐懼の至りであるが、其中に付いて王政復古の大業を樹てられ開國進取の國是を定めさせられ、國民道徳確立の勅教を給ひ、立憲爲政の洪範を垂れさせられ、國民道徳確立の勅教を廢々下し給ひたる事、殊に帝國の天職は平和を保持し文明の政治を指導扶植するに在る事を世界に知らしめ給ひし事は其の最も大なる事である、かかる聖天子の御盛徳御偉業を永く紀念し奉らんとするのは國民の熱心に希望して止まざる處で、從來は明治天皇の御崩御遊ばされた七月三十日が祝祭日であつたが大正天皇御崩御と共に明治天皇祭が廢止になつたため本年から、明治天皇御降誕の十一月三日を明治節とし大祭祝日とし、欽仰し奉りたいといふ希望に全て大帝の御盛徳御偉業を永久に國民の心に湧き上り本年一月二

案提出を見るに至つた。建議善導に赤誠を
案内容は
明治天皇の御盛徳大業を永
久に紀念し奉る爲め十一月三
日を以て明治節とし之を大祭
祝日に加へられん事を望む
右建議す
この建議案を貴族員に於ては二
條厚基公爵、衆議院では元田肇
氏が説明し滿場一致で可決され
茲に明治節が設けらるゝに至つ
たわけである。近來思想界の傾
嚮に鑑み衷心甚だ寒心に堪えな
三日明治節當日午前十時から宮
中三殿の大前にては賢所、
皇靈殿、神殿の順序でいともれ
こそとなる祭典があげられる、
明年からは兩陛下親しく三殿
に御拜めり各皇族にも御參拜がく
あるが、この度は諒闇中にてそ
のことなく九條堂典長、本多次
長以下奉仕して小祭を行ふに止
められる。
九條堂典長は大帝ノ聖徳をたゞ
へまゝりし祝詞を捧讀し約一時
より一戸宮司

はし
(在文責記者)

はるかに捧ぐる事は吾人國事務であると信する。是は吾人の微力を以て難い事で明治認に御縋りして一般の事新らしく大帝の業と映せしめ帝國の御るといふ意味に於即の設けられた事をての佳節を謹んで大第である。

明治節の奉祝 縣から移牒 明治節奉祝の方法について初めのことでもあるので宮内省よりの通牒に基いて縣が一日付を以て左の通り學校、官衙、市町村長等に移牒した上紀元節、天長節に同じ。但し本年は諒闇中につき行はず

一、國旗を掲揚すること
一、各神社に於いて祭典執行につき隨意參拜すること
一、記念會若しくは講演會等を開くことは各自便宜に從ふこと

延元年六月十日立太子式を擧げさせ給ひ、同九月二十八日親王宣下、御名睦仁と稱し給ふ、時御代九歳なり、御母君は藤原慶子（中山一位局）と申す、慶應二年十二月二十九日御踐祚遊され明治元年八月二十七日御即位式を擧げさせ給ふ、同十二月皇后冊立、明治四十五年七月三十日午前零時四十三分崩御遊ばさ

初の明治節當日 畏き邊りの催はし

(在文責記者)

初めでの明治節を迎へ
謹みて大帝の偉業を憶ふ

二夕
日刊
東京
新聞

印 刷 行 人 硫 田 黑 魏
北島石城郡平野里町一丁目
司 所 治 藩 治 版 所
總 治 藩 行 郡 平 野 里 町 一
度 一 所 一 謹 告 事 時 言 司
一部 金 重 貨 一ヶ月 金 貨 治 貨
謹 告 料 一 行 々 四 丁 金 五 十 錢
▲ 日 刊 (通 祭) 本 刊

行することとなつた、同日から特に三日間夜の十時までの参拜を許可するため大がかり火余臺を各参道に配置し、また二日から三日間午後五時から十時

菜花 る三日 初めの明治節

本紙休刊也候
三日 明治節大祭祝日 つき
社 告
部から横山勝太郎氏來郡演説を
なす。

明治節の儀はし
神社に於て午前九時から執行
るゝ祭典に自由參拜をなさし
るがこの外各私立學校でも相
紀念の方針を劃し初めての明
節を迎ふる筈である。

東京市麹町區中山文化研究所ク
ラブ幽磨口腔衛生部主催口腔衛
生宣傳活動寫眞並に講演會は來
る十九日午後五時半から平町平
劇場開催する。管で講師は日本
大學教授川上爲次郎氏である。
尚ほ畫間は警城學校に於て講
演會あり、同日午後六時半から
は湯本町入山炭礦健康保險所主
催にて湯本町三國座に於て平劇
場と同様の催ほしを行ふ。

謹迎明治節

木村清治

平中野甲藏

石城郡選出縣會議員
(イロハ順)

山崎與三郎

東部電力株式會社平營業所
所長武田精一

磐城炭礦株式會社礦業所
石城郡内郷村

白井一郎

舍山崎合名會社

平製冰株式會社

平町五丁目

久
笠屋商店

諸橋久太郎

若山野古川崎崎松美三
鈴木辰三郎
清傳昇平藏

四倉町銀行會社組合

株式會社四倉銀行
四倉電氣株式會社

磐城セメント會社四倉工場

萬年瓦工業株式會社
四倉運送株式會社

石城郡湯本町

入山採炭株式會社
坑務所

石城郡銀行組合